

カリキュラム問題における生活指導

●とくに職業教育・訓練にかかわって

山崎 昌甫

はじめに

青年期教育の課題のなかで、とりわけ重要なものの一つに、職業教育問題がある。ところで職業教育（とくに学校における職業教育）では、それぞれの職業分野の知識——理論、技能——技術にかかわる教科、科目の学習指導とらんで、職業指導が職業教育の主要な領域として位置づけられていた。

中学校では、衆知のように職業指導という名称が進路指導と改称された。これは教科としてのその消滅、ついで職業紹介と直結する就職指導機能の後退というステップをたどってきた。このプロセスは、いうまでもなく上級学校への進学率が高まるなかで、その機能が進路指導、もっと

端的にいえば、進学先の学校等、課程、コースの指定、それへの配分に集れんされた結果である。進路指導の成果は、精密な「輪切り」となってあらわれた。

このことが、高等学校の職業課程での教科、科目の学習指導を困難にし、「生活指導」なしには日も暮れず、夜も明けない、という事態を生みだしている。それもまた、衆知の事実である。

そもそも職業教育において、職業指導的側面を欠いた教科、科目の学習指導が、ましてそれを含まない生活指導がありうるのだろうか。もちろんここで職業指導というとき、あれこれの職種や職務ないし職能に直結し、あるいは対応するものを指しているのではない。そうであればこそ、職業教育、職業指導そのものについて、改めてその現

代的意義を問いなおすことが是非とも必要であらう。職業教育、職業指導が、職種や職務ないし職能に結びついたとき、そこでは「ほんらい」の生活指導は変質してしまい、それに代って生活管理、はては余暇管理がその領域を拡大していくことは間違いないからである。

ここでは、あらためて生活指導とは何かをこれ自体主題としてとりあげない。しかし、減少したとはいえ、いざん四十数パーセントにのぼる高等学校卒業後直ちに就職する者の教育ないし指導の問題に焦点を絞ることによって、逆に生活指導の本質に迫っていただけらと思う。その際、とくに後期中等教育段階の職業教育と職業指導の関連を検討の主たる対象にすることが出来る。職業課程に限らず普通課程においても職業指導ないし進路指導は、教育課程の編成あるいは運営上の大きな、そして困難な問題になっているからである。

(1)、「職業訓練」基準と生活指導

後期中等教育段階の職業教育と生活指導の関連をハッキリさせる手がかりは、公共「職業訓練」の専修あるいは高等訓練課程の教育課程（正確にいえば訓練基準）と高等学校の職業課程のそれとを比較することによって、ある程度得ることができよう（ただし、ここでは昭和三十三年「職業訓練法」あるいは四十四年同法に一応限定する。五十三

年の同法の改正によって「職業訓練」そのものの性格が、大きく変質を迫られているからである）。

職業訓練法（以下訓練法と略称し、主に四十四年法に依拠して記述する。）によれば、「職業訓練」の教育課程は訓練基準は、学科と実技の二領域から構成されており、前者は普通学科と専門学科、後者は基本実技と応用実技にかかわる教科、科目がある。専修訓練課程の訓練期間は一年で、訓練総時間は一、七〇〇時間、高等訓練課程は、それぞれ二倍の期間、時間になっている（職訓法施行規則第三条別表第二、第三条別表第三に表示されている）。いわゆる教科外活動あるいは特別活動については、訓練基準では、何らの規定もない。しかし、三十三年職訓法制定の翌年の「職業訓練所における生活指導の実施について」（昭和三十四年六月六日、職発第四〇一号、職業安定局長通達）、ついで三十五年五月十三日の「公共職業訓練における人格形成の指針について」（職発第四四四号、職業安定局長通達）という通達によって生活指導の実施方法が詳細に示されている。

前者の生活指導に関する通達では、生活指導を次のように定義している。

生活指導は、訓練生の持つ素質及び能力を見出し、これを伸長する一方、社会人として共同生活を営むにふさわしい態度と能力を涵養し、人間性の形成を図ろうとする。

会常識の涵養に資し、「週番制の実施により」、「責任感の醸成に資せしめる」、「個人的な悩みを持つ者、性格的な癖のある者、家庭的な苦悩を持つ者」については、「個人指導によって、問題の解決を図るか又は善導に努める」ことが「指導事項」とされ、「責任」、「節度」、「礼儀」、「協調性」、「寛容」、「作業規律」、「技能労働者としての誇り」が指導主題としてあげられている。

余暇の善用に関する指導では、「自主自立」、「積極性」、「忍耐」、「読書」、「研究」が指導主題としてとりあげられており、これの「指導活動の方法」として、次の八つの活動があげられている。①自治会結成、②クラブ活動、③ホーム・ルーム、④映画・音楽の鑑賞、⑤図書・文庫の回覧、⑥名士・学識経験者による教養講座、⑦レクリエーション、⑧機関雑誌の刊行。

職業に關する指導では、「職業の選定に關しては、適切な指導を必要とするところであるので、実施にあたっては、関係公共職業安定所と連絡を密にし指導に努めること」を指摘しているだけである。

(2) 訓練校における生活指導問題

公共職業訓練校（四十四年職訓法で、従来、職業訓練所といわれていたものを、職業訓練校と改称した。以下訓練校と略称する。）での生活指導問題は、高等学校の職業課程

るものであって、その内容は、社会的事項に關する指導はもとより、余暇の善用指導、健康指導及び職業指導等各般の分野に亘り、しかも職業訓練所における社会の課程を通じて行われる知識的な指導から、訓練の過程を通じての規律、態度の練成、さらに訓練時間以外の生活における指導にまで及ぶものである。

これ以上説明の必要はないように思えるが、「生活指導実施の具体的方法」を述べた通達の別添資料によって、まずその特徴を整理し、ついで具体的説明に若干ふれてみることにしよう。

特徴の第一は、生活指導事項を①社会的事項、②余暇の善用、③健康、④職業に關する指導の四領域にはほぼ限定している。

第二に、各領域ごとに指導主題を明定し、指導事項、指導方法を提示している。

第三に、生活指導は、「特別の時間を設けて実施すべきもの」という考え方をハッキリ否定し、あらゆる時間、場所、つまり「日常生活の中で指導が行われるよう配慮すること」を強調している。

次に、各領域での指導の具体的方法がどのようなものであるか、をみてみよう。

社会的事項に關する指導では、「教科の課程としての社会の指導を通じて」（つまり学校教育における社会科）「社

におけるそれ以上に深刻である。なぜなら、とくに都市部においては、輪切りされて高等学校と名づけられたはずの所にも入学できないもの、貧困のために授業料支払が不可なもの（これらの生徒の多くは、だから低学力者でもある）が入校してくるのが一般的な傾向だからである。したがって、訓練校の多くの指導員は、学校教育の方式を「理想主義」と規定し、訓練校での「訓練」は「現実的」でなければ成立しない、と発想する。

ところで、このような事実と発想は、テーマニはどうあれ「職業訓練」の本来的な機能（これを本質といってもいいだろう。）と無関係ではない。

この問題の追求はしばらく措くことにして、訓練校での生活指導がどのような形でおこなわれているか、を典型的な事例を通して見てみよう。

一九七四年以来毎年一回開催されている職業訓練研究発表会（これは企業内の認定職訓練校を含めた職業訓練関係機関、施設関係者の唯一の公的研究発表機関で、職業訓練研究センターの主催で開催されている。）に提出された発表要項によると、「訓練校における中途退校について」の継続研究二例、同事例研究一例、「やる気」について二例、「規律訓練」、「生活指導問題のパターン」、「学科指導法との関連」、「科学的データによる生徒指導」、「生活指導のあり方」、「生活指導技術と美意識」、「頭髮及び服装検査の実

践」についてそれぞれ一例で、公共、認定職訓練校それぞれ六校から報告されている。この他に職業興味、生活意識調査結果も三例発表されている。

学校教育と違つて「職業訓練」界には官・民いずれにも組織的な研究態勢は備っていないのが現状である。系統的な研究成果の積みあげは、中途退校の継続研究を除けば、公にはされていない。全くの模索状態といつてよい。しかし問題の傾向は、高等学校とくに工業高等学校のそれと同質であるといつていいだろう。しかしそれへの対処の仕方には質の違いがある。一例の発表にある頭髮、服装検査の徹底と、違反者をその場で五分刈りにする、という方式である。その発想は別の発表によると、「彼等の常識という非常識は理解してやるべきではなく、社会的常識によって正されるべきものであることを教えてやるのが、本来のあるべき姿と感じます。このことが、企業のニーズに対応できる人間の育成に結びつくものと確信します」というものである。この報告書は、「大学進学熱により、高校における生活指導という最も大事なことが、『進学指導』の影にかくれてしまつている」という観点にたつて訓練校の生活指導のあり方を追求している。ただこのような方式、発想が、学校教育では皆無であるとは言い切れないことだけは確かである。

ところで、中途退校の継続研究では、「中退は単なる個

人的な問題でなく、社会的問題にはかならない」とし、

「真の原因は、訓練生自身でも表現できない職業訓練の体質の中にある……中退を減少させることは現行職業訓練体制の改善策を問うに等しい」問題であることを指摘し、「カウンセリングだけでは中退を減少させることはできない」。「カウンセリング機能は中退の原因をみだし、訓練生の悩み、不満を引きだして解決策をたてる糸口をつかむもの」である、とそれの位置づけを明確にしている。ある意味で、この研究は、前に紹介した訓練校での典型的な生活指導方式を含めた「職業訓練」そのものの体質を批判した研究であるともいえよう。

訓練校における生活指導問題は、とくに専修、高等訓練課程の場合、専門教科の訓練（あえて教育という表現をとらないのが訓練行政担当者の基本的姿勢である。）と実技科目の訓練の成果を、企業への就職に直結させようと努力する所から発生することは確かである。そうであれば、学校教育が生徒指導の目標を進学指導、就職指導に集れんばせ、その実績を学校の格付けに代置しようとする躍起になればなるほど、同じ傾向、同質の問題が起ころうすることは間違いない。とくに学校教育では、「父母を抱き込む」ことにあるまい。とくに成功すれば、父母の無関心を嘆く訓練校と比較にならないくらいスマートな形で、しかもはるかにシビヤリーな仕方で事が進んでいくのではあるまいか。

(3) 職業教育再検討の現実

われわれが辞典または事典で、「職業」という項目をひくと、尾高邦雄の古典的労作である「職業社会学」の中で展開されている職業の概念規定に即した、あるいはそれに近い説明を見ることが出来る。尾高の概念規定によると、「職業とは個性の發揮、連帯の実現及び生計の維持を指す・人間の継続的なる・行為様式である」（『職業社会学』岩波書店、二三頁）、としている。つまり尾高によれば、「職業は人の規定」であり、「個々人の勤労様式が問題」となる。ところが資本主義的生産の発展にともなつて巨大企業が出て現し、そこでの生産は職業の分化を進行させ、産業として社会的に統合される。そこで「産業は事業体の規定」であり、そこでは「事業体の経営目的が問題となる」（『前掲書、四二九～四三〇頁』）と。

よく「トレードからジョブへ」といわれる、資本主義的生産技術の発展と、それにとまらぬ資本主義的企業の経営組織の巨大化によつて、職業を分解し、それを職務として再編成するという流れがその基底にあった。それゆえわれわれは、「トレードからジョブへ」という表現を、ギルド手工業の職人の腕に象徴される熟練した技術、あるいは多能な熟練が、大工業つまり工場制機械工業の成立によつて急速に解体・崩壊されていく過程とみる事が出来る。

経営学では、このような熟練の解体過程を「熟練の移転」(Transfer of Skill)として捉え、そのプロセスは、第一に「作業の機械化」、第二に「作業の管理化」、そして第三に、「管理の事務化」として進展するという。「第一は、労働者より機械への熟練の移転であり」、「第二は、労働者より管理者への熟練の移転」である。この「作業の管理化」は、「管理者の業務を質的にも量的にも増大させ」、「管理者がこれを合理的に遂行するために……管理者がみずから担当しなければならぬ固有の管理業務と、こうした管理業務に対する準備業務とを分割し、後者を専門の担当者として別個に遂行させる」必要が生まれる。「ここに成立するものが『管理事務』なのである」。こうした方法によって管理事務が成立し、発展していくことを『管理の事務化』とよぶのである。そうであれば、資本主義的な「管理技術の発展は、近代的企业における『管理事務』の増大と密接な関連をもっている」ことを承認しなければならぬまい(森利重隆「経営学の基礎」泰山書店、九三〜九四頁)。

このようにみても、藻利のいう「熟練の移転」ということは、尾高の指摘する「職業原理に対する経営原理の優越」(前掲書、四三二頁)の産業ないし経営内での事態の具体的展開といつてよいであろう。われわれは、職業教育という言い方とともに産業教育という表現を使う。文部省は、各学校段階の職業課程の歴史的推移を、例えば「産業

定の条件を具備する主要な産業の企業、輸出貢献企業等へのあつ旋についての配慮をとくに強化する」

③「技能労働力不足の現状および人的能力の有効發揮の観点から、新規学校卒業生に対し、職業訓練受講の機会を十分与え、とくに中学卒業生については、極力職業訓練を受けさせるという慣行を確立する」

④「学校との協力により、安定所の紹介によらないで就職しようとするものについての実態を十分把握し、極力安定所の利用につき指導を行なう」

訓練校の卒業生は、もちろん新規学卒者ではない。しかし彼らは、新規学卒者として前記の③④のルートを通じて職業訓練を受講したのであるから、彼らの恣意によって選職するのではなしに、「関係公共職業安定所と連絡を密にしておいて」①の「主要な産業の企業、輸出貢献企業等へのあつ旋」をしなければならぬのである。当然のことながら、職業指導と職業紹介とは表裏一体の関係にあるのである。経済の高度成長にともなう、しかし望ましくないことだが高校進学率が上昇し、技能労働力が極度に不足している。「学校卒業生にふさわしい一定の条件を具備する」企業、つまり大企業に調達すべき労働力を確保し、円滑に供給するためには、職業指導―職業紹介をコントロールしなければならぬ。固ないし地方自治体の労働行政が直轄する職業訓練校において、職業指導が大企業への就職あつ旋

教育七十年史」という形でまとめられている(戦前は「実業教育五十年史」として「実業」という言葉を、戦後は一貫して「産業」という表現を使っている)。そうであれば、われわれが意識的に職業教育と言ふとき、理論的には尾高にならう(尾高の「職業社会学」が唯一の理論書でないにせよ、また当時の立場がどうであつたかは別として)、学習主体個々人の、人間的な労働の様式を教育過程のなかで、あるいは教授―学習過程の問題としてとりあげる、ということになるであろう。そこには産業教育に対する、「職業訓練」に対する明確な批判的視点をふくんでいる。

(4) 職業指導ないし進路指導の本質

労働ないし職業行政が管掌する訓練校での職業指導が、すでに指摘したように「関係公共職業安定所と連絡を密にして」おこなう「職業の選定」に限定している事実は、職業指導の本質がどのようなものなのかを知る一つの手がかりになる。

昭和四三年度新規学校卒業生の職業紹介業務の運営について」という労働省職業安定局長の通達が、同年三月に出されている。この通達のポイントは次の三点である。問題点をハッキリさせるために通達の文脈にこだわらずに摘記してみよう。

①「職業紹介にあたっては、学校卒業生にふさわしい一

に直結するのは、至極当り前のことだといえる。

それでは、学校の職業指導ないし進路指導が、このような労働行政のラチ外でおこなえるのであろうか。前に書いた通達が出される前年に「雇用対策基本計画(第一次)」が閣議決定されている。この計画の中に「職業に関する教育指導の現実」という項がある。これはこの計画の第三部3(節)「技能労働力等の養成確保」の(3)項として位置づけられている。その中に次のような文章がある。

新規学卒者のホワイト・カラーへの職業志向のつよいことが、一面で技能労働力等の不足をもたらすとともに、相対的に事務系職種の供給過剰が懸念されるなど、社会の実情とのあいだにギャップを生じているが、これには、教育に対する知的能力偏重の考えかたがみられることや、工業系の新規学卒者が需要に比べて少ないことなどにもつながりがあると思われる。

このため、学校教育が個人の適性、能力、進路に十分適合するとともに、その規模、構成が長期的な見通しにもとづく経済社会の要請にも対応する必要がある、このような観点から教育政策の立案にあたっては、雇用政策との調整について十分配慮する必要がある。また学校教育では、生徒に対する職業観の確立をはかり、技術、技能的な職業に対する理解をふかめ、適応性を増進させるよう教育指導の充実をはかることとする。

さらに、職業学科においては、技能習得の基礎となる技術の原理を実験実習に重点を置いて理解させるよう、内容・方法等についても配慮することとする。

この文章を見ると、前記通達が唐突に出されたのではなく、この雇用対策基本計画にもとづいていること、学校教育とくに中・高等学校教育の政策が、雇用政策つまり労働力政策の枠組の中で策定されるものであることがハッキリする。つまり職業指導―職業紹介―就職あっ旋が、とくに経済の高度成長期の、しかも技能労働力の極度の不足という事態の下では、きわめて政策的に、したがって強力な行政指導によってコントロールされていた、といつてよいであらう。

職業指導のこの統制的性格は、戦後に、高度経済成長政策遂行の過程で初めて生まれたものではない。すでに取りあげた尾高邦雄の「職業社会学」は、昭和十六（一九四〇）年出版されたのだが、第二次大戦下あるいは十五年戦争の過程で、職業指導の統制的性格が浮彫りにされたことを指摘している。それは次の文章によって知ることができる。

……そこで職業選択を各人の出来心やその周囲にある諸々の非合理的影響の支配下に放任せず、これを合理的に指導し、進んではこれを統制せんとする試みが生ずる。かかるものは先づ「職業指導」である。（同書、五頁）

職業紹介事業の変化は即ち職業紹介所の機能の変化で

この意味に於いて「分」の理念を説くのである。……職分は主観的には「職分意識」としてあらわれる。而して職分意識とは畢竟するに各職業の実践を通じて國家という共通の全体に奉仕せんとするの意識である。勿論、職分意識は「職業能力」によって裏付けられなければならない。（同書、一〇二頁）

このように見てくると、職業指導が進路指導と改称されたとはいえ、高校教育を多様化し、高校卒業者を高い確率で技能労働力として確保するという統制的、積極的機能を果たしたかに温存していることを確認せざるを得ない。そしてよしんば普通課程が拡大されても、経営の原理にもとづく「作業の機械化」は、労働内容を細分化、単純化、標準化することによって、普通課程の卒業者を、むしろ職業課程とくに工業科のそれよりも、良質の技能労働力に陶冶してしまふであらう。そういう意味で、宮坂哲文が「進路指導の本質」の中で、「進路指導の問題は、……戦前におけるその問題状況と、今日におけるそれとの間におどろくほどの共通性がみられる。……現象的な相違点をこえて、その共通性を把握することは、進路指導の現代的意義の理解にとって不可欠のことがらのように思われる」（『生活指導の基礎理論』誠信書房、二五五頁）という指摘に対しては、深し進路指導の統制的、倫理的、國家的性格である。

ある。……最近では新にこれを商工相談所と合併して「國民職業指導所」と改称する案もできている（昭和十六年二月一日実施）。……（蓋しそれは）……自由主義的、消極的性格を暗示せしむる如き「職業紹介」の語よりも、統制主義的・積極的性格にふさはしき「職業指導」の語を選ばんとする意図に基くものであらう（同書、四二二頁）。

なお、職業紹介の自由主義的、消極的性格については、次のように指摘している。

職業紹介は元來職業自由制を前提すべきものなのである。然しながらかかる調整策は実は畢竟するに自由主義経済の埒外に押出された落伍者を自由主義経済の為に適宜処分することに過ぎない。國家が自己の目的貫遂の為に有意的に労働者をば配置するというのではなく、単に職業自由の原則より生ずる弊害の弥縫策としてこの処置が講ぜられたに過ぎない。職業紹介事業がもとも失業救済の方策として始められたことは周知の事柄である（同書、四〇九頁）。

さらに当時の職業指導論のみられる性格については、次のような文章がある。

今日行われている多数の職業指導書にして職業の倫理的意義について言及せざるものはむしろ稀であらう。公民教育に於けると等しく……好んで「職分」を語り、又

(5) 高等学校学習指導要領の改訂

昭和五十三年改正の高等学校学習指導要領に見られる主要な改訂点に、すでに引用した雇用対策基本計画（第一次）の「職業に関する教育指導の充実」の項で提起されていた課題への忠実な対応を見ることができ、多くの法令がそうであるように、その政策課題が全く新たに提起されたばかりでなく、直接性、緊急性のあるものでない限り、関連する法令の全面的、大幅改訂はおこなわれない。大体は、一部改正または通達などにもとづく行政指導によって政策課題は遂行される。今回の高等学校学習指導要領の改訂も、すでに部分的手なおし、行政指導の積み重ねによって既成事実となっているものを追認し、さらにそれを基準化しようとしたものである。

雇用対策基本計画は、いうまでもなく「國民所得倍増計画」、「経済発展における人的能力開発の課題と対策」という経済政策、労働力政策の延長線上にある「雇用対策法」（昭和四十一年成立）にもとづいて策定された。そしてこの法律との関連で三十三年職訓法は全面改定されて四十四年職訓法が成立する。学校教育でも、前記の諸政策にもとづいて昭和四十一年に「後期中等教育の拡充整備について」が策定され、これをうけて同年の「学校教育法」施行令の一部改正、いわゆる旧「連携法」の無限定拡大によつ

て、学校教育、とくに高等学校教育を、「職業訓練」ともに労働力政策遂行の検舞台の構成部分に仕立てあげる。主役は、好況、不況を通じてその能力が期待される少数のハイタレント・マンパワーであることはいうまでもない。その他は端役、黒子、大、小の道具方などである。今回の改訂は、主役をひき立てるその大勢のものたちに対する措置の集大成と、いいだろう。

総則第一款の2の「教育活動全体を通じて行う」道徳教育、4の「勤労にかかわる体験的な学習の指導」、「望ましい勤労観や職業観の育成」、第三款1の「著しく履修が困難」な場合の共通必修教科、科目の「単位数の一部」減、3の(3)の共通必修教科、科目、単位数の専門教育の教科、科目、単位数の一部又は全部の代替、第六款1の各種の教育課程の類型の設置の承認、3の(1)の職業教育における無限定ともいえる「その他特に必要な教科、当該教科に関する科目」設置の承認、3の(2)、(3)の「実験・実習に充ての授業時を十分確保する」ことの要請、「基礎的・基本的な事項が確実に身につくように」ということを建て前にして「主として実験・実習によって指導する」ための工夫の要請等が、改訂の主要点と、いいだろう。とくにこの改訂を、職業教育の教育課程の編成とその運用という立場から見たとき、雇用対策基本計画の「職業に関する教育指導の充実」の忠実な対応にとどまらず、昭和三十四、五年の

職業安定局長の通達「職業訓練所における生活指導の実施について」、「職業訓練は、産業界において直接生産に役立つ、また人間的にも信頼されるに足る産業人としての技能労働者」の育成を目的にした通達「公共職業訓練における人格形成の指針について」と帰を一にする改訂と、いいだろう。

あるべき進路指導の本質を、宮坂が依拠している例えば、戦前にあっては佐々木昂のいう、子どもを「産業の奴隷」にしない生活指導(前掲書、二六一頁)、戦後では、高橋全入運動を総括して、進路指導は「差別教育への挑戦」(前掲書、二六五〜二七六頁)である、との指摘によれば、職業指導ないし進路指導は、今回の高校学習指導要領の改訂によって教育課程問題としても、また生活指導問題としても、理論的には勿論、実践的にも新たな課題をつきつけられた、というべきであろう。

(やまざき・しょうほ「職業訓練と大学校」)